

# 令和7年度 前期選抜入学者募集要項

## 福島県立福島西高等学校

〒960-8163 福島市方木田字上原37番地

(電話) 024-546-3391

(FAX) 024-539-5029

### 1 アドミッション・ポリシー

福島西高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 普通科では、向上心を持って積極的に学習活動に取り組み、高等教育機関において学ぶに相応しく、より高い学力を身に付けたいと考えている生徒
- ② デザイン科学科では、向上心を持って積極的に学習活動に取り組み、美術の専門性を高め、自ら学び探究しようとする意欲のある生徒
- ③ 中学校から継続して目標高く部活動に取り組み、学業との両立を目指す生徒
- ④ 学習活動とともに、生徒会活動、ボランティア活動等にも主体的に取り組み、自身の社会性を向上させたいと考えている生徒

### 2 出願

#### 1 実施学科

本校の普通科及びデザイン科学科において各学科の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

#### 2 通学区域

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「県実施要綱」という。）の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

#### 3 募集定員及び特色選抜における「志願してほしい生徒像」

##### (1) 募集定員

課程	選抜の種類	学 科	募 集 定 員
全日制	特色選抜	普通科	定員 160 名の 20%程度とする。
		デザイン科学科	定員 40 名の 45%程度とする。
	一般選抜	普通科	定員 160 名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
		デザイン科学科	定員 40 名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

##### (2) 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

###### 【普通科】

本学科では、学習活動と部活動に積極的に取り組むことで、豊かな人間性を育成するとともに大学進学等に必要学力の向上を図り、生徒一人一人の個性を生かした進路実現を目指している。特にスポーツ活動において、リーダーとして活躍できる、次のような生徒を求めている。

スポーツ活動において顕著な実績があるか、または優れた能力を有し、入学後は学習活動とともにその活動を継続する強い意志がある者。

ただし、本校にある部活動に限る。

※ 8 ページ「3 入学者選抜 4 その他 (1)」参照

### 【デザイン科学科】

本学科では、美術やデザインに強い関心があり、高校卒業後は大学に進学し、より深く芸術を追究したいという人材の育成を目指しており、次のような生徒を求めている。

美術を中心に、全教科にわたって基礎的な力を備えており、自ら学び探究しようとする意欲がある者。

加えて、生活習慣が確立していて、計画的・持続的な学習ができる者。

※ 8 ページ「3 入学者選抜 4 その他 (2)」参照

## 4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の①又は②のいずれかに該当する者

① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

「中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」とは「県実施要綱 第1 入学者募集」の「2 出願資格」の2の定めによる。

(2) 上記3の(2)に示している「志願してほしい生徒像」を踏まえ、次の要件を満たす者

① 当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切であること

② 当該学科に対する適性、興味及び意欲を有すること

③ 人物が優れていること

④ 「特色選抜志願理由書」が的確に表現されていること

## 5 出願方法

(1) 出願については、志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

ただし、特色選抜の出願は、一つの高等学校における1学科とし、第二志望は認めない。

一般選抜の出願において、デザイン科学科の志願者は、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。

(2) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、下記の「6 出願に必要な書類」の(1)記載の入学願書等を在学(出身)中学校長に提出し、中学校長はこれを受け、下記6の(1)(2)記載の出願書類を整え、本校校長に出願する。中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者は、直接、本校校長に出願する。

(3) 出願手続上の留意事項

中学校卒業生及び卒業見込の者は次の①～③に留意する。中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者は、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「1 出願 8(2)」の定めによる。

① 「入学願書」は県教育委員会所定の用紙を用い、「特色選抜志願理由書」は本校所定の様式を用いる。

② 「受験票」用紙には、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入する。

「入学検定料納付済証明書」用紙には、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入する。

③ 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円の「福島県収入証紙」を所定の位置に貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、入学検定料の免除については、「県実施要綱 第4 その他」の「4 入学検定料の免除」の定めによる。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 入学願書
  - ② 特色選抜志願理由書（一般選抜のみに出願する志願者については不要）
  - ③ 受験票用紙
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙
- (2) 中学校長が作成し、提出する出願書類
  - ① 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
  - ② 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (3) 上記(1)以外の者については、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「1 出願 8(2)」の定めによる。
- (4) 県外等から出願する者
  - ① 県外からの志願者は、上記(1)～(3)の出願書類のほかに、次の書類を提出する。（隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定に基づく。）
    - (ア) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（県様式共通2号）
    - (イ) 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
  - ② 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記(1)～(3)の出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」  
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 7 出願期間

- (1) 令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、一般書留料金（480円）と郵送料（110円）を合わせた590円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 自己申告書

「県実施要綱 第2 前期選抜」の「1 出願」の9に該当する者で、提出を希望する場合は、県教育委員会所定の用紙に記入すること。

志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は本校に直接持参する。自己申告書の提出があった場合、「自己申告書受領書」を交付する。

なお、郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。

郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

## 9 願書受付

- (1) 志願者には、受験番号を記入した「受験票」及び「入学検定料納付済証明書」を当該中学校長を通して交付する。  
なお、上記「4 出願資格」の(1)②に該当する者については、個別に交付する。  
志願者は、交付された「入学検定料納付済証明書」については、写しをとっておく。
- (2) 志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消す。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。  
ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に「前期・連携型選抜出願先変更願」を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、前期・連携型選抜出願先変更連絡書等が必要となるため、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「12 出願先変更(2)」により手続きを行う。
- (3) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。それ以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (2) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 12 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願  
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願(2)」を準用する。
- (2) 出願先変更  
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「10 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

### 3 入学者選抜

#### 1 選抜方法・選抜資料

##### (1) 学力検査

- ① 特色選抜及び一般選抜志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。  
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

##### (ア) 日時

令和7年3月5日（水） 午前9時～午後3時10分

受付時間 午前8時～午前8時15分

##### (イ) 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

##### (ウ) 会場

福島県立福島西高等学校

##### (エ) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器、分度器機能を有する定規、各辺の長さが印字された三角定規等は使用できない。）

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

##### (2) 特色選抜

- ① 特色選抜において、志願者全員に対して特色面接を行う。また、デザイン科学科の志願者については、特色検査として実技検査（鉛筆デッサン）を行う。  
なお、普通科志願者については、特色検査を行わない。
- ② 特色面接及び特色検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

##### (ア) 日時

令和7年3月6日（木）午前9時～

受付時間 午前8時～午前8時15分

##### (イ) 日程

普通科 特色面接 午前9時～

デザイン科学科 特色検査 午前9時～午前11時

昼食

特色面接 正午～

##### (ウ) 会場

福島県立福島西高等学校

##### (エ) 持参するもの

受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

※ デザイン科学科へ出願した者は、鉛筆デッサン用具一式（2B、3B、H、2Hの鉛筆及び練り消しゴム）及び昼食。

- ③ 特色選抜における選抜資料は次のとおりとする。

##### (ア) 学力検査

5教科とする。学力検査の満点を250点とする。

##### (イ) 特色選抜志願理由書

本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。

- (ウ) 調査書  
両学科とも「各教科の学習の記録」は135点満点とし、普通科においては「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は115点満点として、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、総合的に評価し、点数化する。  
デザイン科学科においては「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、点数化しないが、内容は精査する。合計135点満点とする。
- (エ) 特色面接  
両学科とも個人面接を実施する。個人面接では本校での学ぶ意欲や自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。面接については段階評価する。
- (オ) 特色検査  
デザイン科学科では、実技検査（鉛筆デッサン）を実施する。素描力、形態感の表現力を問う。特色検査については115点満点とする。
- (カ) 選抜資料全体の満点は、両学科とも500点とする。
- (3) 一般選抜
- ① 一般選抜志願者について、デザイン科学科のみ一般面接を実施し、普通科は実施しない。  
なお、特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。
- ② 一般面接の日時及び会場については次のとおりとする。
- (ア) 日時  
**令和7年3月6日（木）正午～**  
**受付時間 午前11時20分～午前11時35分**
- (イ) 日程  
デザイン科学科 一般面接 正午～
- (ウ) 会場  
**福島県立福島西高等学校**
- ③ 一般選抜における選抜資料は次のとおりとする。
- (ア) 学力検査  
5教科とする。  
学力検査の満点を250点とする。
- (イ) 調査書  
両学科とも「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。  
部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、総合的に評価し、点数化する。
- (ウ) 一般面接  
デザイン科学科のみ個人面接を実施する。面接については、段階評価する。
- (エ) 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

## 2 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日（金）正午以降、本校で発表する。  
ただし、電話での問い合わせには応じない。
- (2) 合格者に対して、令和7年3月14日（金）の合格者発表後、本校にて受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。
- ① 提供日時 令和7年3月14日（金）合格者発表後から午後3時まで
- ② 提供場所 事務室

### 3 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

#### (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者  
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

#### (2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。  
ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

#### (3) 追検査等の実施方法

- ① 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

##### (ア) 学力検査の日時

**令和 7 年 3 月 11 日（火）午前 9 時～午後 2 時 45 分**

**受付時間 午前 8 時～午前 8 時 15 分**

##### (イ) 学力検査日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

##### (ウ) 特色面接、特色検査、一般面接日時

**令和 7 年 3 月 12 日（水）午前 9 時～**

**受付時間 午前 8 時～午前 8 時 15 分**

##### (エ) 特色面接、特色検査、一般面接日程

普通科 特色面接 午前 9 時～  
デザイン科学科 特色検査 午前 9 時～午前 11 時  
一般面接 午前 9 時～  
特色面接 午前 11 時 15 分～

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

##### (オ) 会場

**福島県立福島西高等学校**

(カ) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器、分度器機能を有する定規、各辺の長さが印字された三角定規等は使用できない。）

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

※ 特色選抜でデザイン科学科へ出願した者は、鉛筆デッサン用具一式（2B、3B、H、2Hの鉛筆及び練り消しゴム）も持参すること。

(4) その他

3月5日（水）の学力検査の際、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、検査等の一部を欠席した者が追考査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

## 4 その他

(1) 普通科の特色選抜に該当する部活動

バレーボール（女子のみ）、バスケットボール（女子のみ）、ソフトテニス（男女）、卓球（男女）、ハンドボール（男女）、体操（男女）、剣道（男女）、野球（男子のみ）、サッカー（男子のみ）

(2) デザイン科学科については、学科の特性上、入学後は、全員が美術部に所属するものとする。

なお、他の部活動と兼部することはできない。

(3) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、県実施要綱に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「3 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(4) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、県実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(5) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(6) 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮については、「県実施要綱 第4 その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」の定めによる。